

令和 8 年 9 月 1 5 日制定

市長決裁

川崎市マンホールトイレ設置補助金交付要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、市域内の住宅等の敷地内にマンホールトイレを設置する者に対して、その設置等に係る費用の一部を補助金として交付することにより、発災時における快適なトイレ環境を避難所以外にも広げていくことを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１）マンホールトイレ 上部構造物、下部構造物及び貯水タンクを合わせた設備をいう。
- （２）上部構造物 汚水ますの上に設置するパネル、テント、便器及び便座の設置に必要な付属品をいう。
- （３）下部構造物 住宅等の敷地内に設置する排水設備のうち、上部構造物からの汚水を既設の排水設備又は公共下水道まで排除するために必要な排水管及び汚水ますをいう。
- （４）貯水タンク 汚水を円滑に排除するための水を一時的にためておくためのタンク（置台、転倒防止チェーン等を含む。）をいう。
- （５）自主防災組織 地震若しくは風水害等の災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、被害を防止し、軽減し、又は予防するため、住民が自主的に結成し運営する組織で、川崎市自主防災組織育成指導要綱（昭和 5 8 年 4 月 1 5 日施行）に基づき認定されたものをいう。
- （６）町内会・自治会 一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成さ

れ、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現に市内でその活動を行っている組織又は市長が新たに住民組織調査票を受理した組織をいう。

(7) 共同住宅 一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下、階段等を共用しているものをいう。

(交付の対象)

第3条 この要綱において補助金交付の対象となるマンホールトイレとは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、特段の理由があり、市長が認める場合はこの限りでない。

(1) 上部構造物は、屋外での使用に耐え安全性が確保できるもの

(2) 下部構造物は、本市上下水道局所管の排水設備必携に定める川崎市排水設備技術基準に準拠したものを新たに設置すること。

(3) 貯水タンクは、200リットル以上貯水容量が確保できるもの。ただし、別途水源を確保することが可能と判断できる場合は、この限りでない。

(4) 下水道処理区域内の住宅等の敷地内にマンホールトイレを設置すること。ただし、処理区域外の住宅等の敷地内において汚水の処理が可能と判断できる場合は、この限りでない。

(5) 発災時に地域住民等の利用を許諾するとともに、場所の公表を認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は補助金交付の対象としない。

(1) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体がマンホールトイレの設置等を行う場合

(2) 特定の個人、組織等が使用する場合

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、自主的な防災活動を積極的に行っている次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自主防災組織の代表者
- (2) 町内会・自治会の代表者
- (3) 共同住宅の所有者又は管理組合の代表者
- (4) 事業者の代表者
- (5) その他市長が認める団体の代表者

2 複数の交付申請者が協力してマンホールトイレの設置を計画し、補助金の交付を受けようとする場合は、共同で申請（以下「共同申請」という。）することができる。この場合、当該申請の代表となる代表申請者を定めなければならない。

（補助金の交付要件）

第5条 前条の補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を備えていないなければならない。

- (1) 市税の滞納がないこと（事業を営む者にあつては、当該事業に係る市税その他の租税を滞納していないこと。）。
- (2) マンホールトイレを設置する共同住宅又は事業所等の所有者と補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が異なる場合又は共有者がいる場合は、所有者又は全ての共有者との間で第7条の規定による申請を行うことについて同意を得ておくこと。
- (3) 補助金の交付対象者（法人にあつては代表者又は役員、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者）又は第8条第1項に規定する補助金の交付に係る事務手続の委任を受けた者（法人にあつては代表者又は役員、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（

平成３年法律第７７号、以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員に該当しないこと。

（４）補助金の交付対象者が属する団体が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団に該当しないこと。

（５）この要綱以外の規定による国、県、本市及び本市以外の地方公共団体の別の補助制度を利用して交付を受けていないこと。

２ 補助金の交付は、１敷地内につき１回限りとする。ただし、天災その他のこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者の責めに帰すことができない理由によりマンホールトイレが破損し、第３条に規定するマンホールトイレを設置及び購入するときはこの限りでない。

（補助金の額等）

第６条 補助金の額は、第３条の規定を満たすマンホールトイレの上部構造物、貯水タンクの購入価格及び下部構造物の設置工事費の３分の２に相当する額とし、６００，０００円を限度とする。ただし、配送に要する費用は、補助の対象とならない。

２ 前項の補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第７条 申請者は、上部構造物、貯水タンクの購入及び下部構造物の設置工事着手前に、オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI。以下「オンライン手続」という。）又は郵送により、川崎市マンホールトイレ設置補助金交付申請書（第１号様式。以下「交付申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（１）上部構造物の見積書（金額、製品名が明記されたもの）

(2) 下部構造物設置工事費の見積書

(3) 貯水タンク及び付属品等の見積書（金額、容量、製品名等が明記されたもの）

(4) 排水設備の図面

(5) 本人確認書類（顔写真のある本人確認書類（運転免許証、パスポート等）の場合は1点とし、顔写真のない官公署等から発行された本人確認書類の場合は2点とする。）の写し（法人の場合は登記簿謄本、個人事業者については、確定申告書の写しを添付すること。）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、補助金の交付を受けようとする年度の12月第3金曜日（当該日が祝日の場合は、その直前の開庁日）までに行わなければならない。

3 共同申請を行う場合は、川崎市マンホールトイレ設置補助金共同申請申出書（第2号様式。以下「申出書」という。）に必要な事項を記載し、当該申請の代表者は、交付申請書と併せて申出書を市長に提出しなければならない。

（事務手続の委任）

第8条 申請者は、補助金の交付に係る事務手続を第三者に委任することができる。

2 申請者又は委任を受けた者は、前項の規定に基づく事務手続を行う場合、交付申請書に委任に関する事項を記載しなければならない。

3 委任を受けた者は、この要綱等を遵守し、適切な手続となるよう誠意をもって対応しなければならない。

（補助金の交付の決定等）

第9条 市長は、第7条第1項の規定による交付の申請があったときは、当該

申請書の内容等を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、川崎市マンホールトイレ設置補助金交付決定通知書（第3号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めたときは、川崎市マンホールトイレ設置補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第10条 交付決定者は、交付決定通知書の交付を受けた後、申請内容を変更し又はマンホールトイレの設置及び購入を中止しようとするときは、オンライン手続又は郵送によりマンホールトイレの設置及び購入前に、川崎市マンホールトイレ設置補助金変更・中止申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、川崎市マンホールトイレ設置補助金変更・中止決定通知書（第6号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の審査の結果、承認することが不適当と認めたときは、川崎市マンホールトイレ設置補助金変更・中止不承認通知書（第7号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

- 4 第8条の規定は、申請内容の変更及びマンホールトイレの設置及び購入中止の申請についても準用する。

（設置及び購入完了報告）

第11条 交付決定者は、マンホールトイレの設置及び購入が完了したときは、オンライン手続又は郵送により、速やかに川崎市マンホールトイレ設置購

入完了報告書（第 8 号様式。以下「完了報告書」という。）に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- （１）上部構造物の領収書の写し（購入日付、納品日付、氏名、品名、製品名、金額の内訳が明記されているもの。領収書が発行されない場合は、購入費を証する書類）
- （２）下部構造物設置工事費の領収書の写し（工事完了日付、氏名、工事費の内訳が明記されているもの。領収書が発行されない場合は、工事費を証する書類）
- （３）貯水タンク及び付属品等の領収書の写し（購入日付、納品日付、氏名、品名、製品名、金額の内訳が明記されているもの。領収書が発行されない場合は、購入費を証する書類）
- （４）購入した上部構造物及び貯水タンクの写真
- （５）下部構造物の設置が確認できる写真（汚水ますの写真）
- （６）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、交付決定通知書の交付日の属する年度の 3 月 10 日（当該日が土日祝日の場合は、その直前の開庁日）までに行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、交付決定者は、マンホールトイレ設置及び購入から起算して 14 日以内に第 1 項の規定による報告を行うよう努めなければならない。

4 第 8 条の規定は、マンホールトイレ設置及び購入完了の報告についても準用する。

（完了検査及び補助金の交付額確定）

第 12 条 市長は、前条第 1 項の規定による報告があったときは、速やかにその内容を検査し、必要があると認めた場合には、当該報告に係るマンホール

トイレ設置及び購入について、職員に現地の状況を調査させ報告を求めることができる。この場合において、設置が適正に行われていないと認めたときは、交付決定者に是正を指示することができる。

- 2 市長は、前項の検査及び是正の処置において、設置が適正に行われたものであると認めたときは、当該年度中に補助金の交付額を確定し、川崎市マンホールトイレ設置補助金交付額確定通知書（第9号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

- 第13条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

- 2 補助金の交付は、交付決定者が指定する金融機関の預金口座への口座振替の方法により行うものとする。

（交付決定の取消等）

- 第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、第9条第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、取り消した際に損害が生じても市による補償は行わない。

（1）偽りその他の不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2）この要綱の規定に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、川崎市マンホールトイレ設置補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により交付決定者に通知する。

（補助金の返還）

- 第15条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(維持管理)

第16条 補助金の交付を受けた者は、マンホールトイレを常に良好な状態で管理し、共助による災害対策に努めなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、マンホールトイレの機能を維持するために必要となる点検、清掃、修繕等を自己の負担により行うほか、マンホールトイレの管理に起因して自己又は第三者に損害が生じた際は、自己の責任において解決しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）第17条ただし書の規定による、市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、完了報告書を提出した日から15年とする。

- 2 補助金の交付を受けた申請者は、当該マンホールトイレを前項に定める期間内において処分しようとするときは、あらかじめ川崎市マンホールトイレ処分承認申請書（第11号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の申請があったときは、川崎市マンホールトイレ処分承認通知書（第12号様式）により申請者に通知するものとする。

- 4 市長は、前項の審査の結果、承認することが不適当と認めたときは、川崎市マンホールトイレ処分不承認通知書（第13号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(調査協力)

第18条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、マンホールトイレの使用状況の調査、市の震災対策の推進に向けた取組に必要な調査等について協力を求めることができる。

- 2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する調査等に協力するものとする

。

(雑則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 15 日から施行し、同年 10 月 19 日から適用する。

様式目次

様式	帳票名	関係条文
第 1 号様式	川崎市マンホールトイレ設置補助金交付申請書	第 7 条第 1 項
第 2 号様式	川崎市マンホールトイレ設置補助金共同申請申出書	第 7 条第 3 項
第 3 号様式	川崎市マンホールトイレ設置補助金交付決定通知書	第 9 条第 1 項
第 4 号様式	川崎市マンホールトイレ設置補助金不交付決定通知書	第 9 条第 2 項
第 5 号様式	川崎市マンホールトイレ設置補助金変更・中止申請書	第 10 条第 1 項
第 6 号様式	川崎市マンホールトイレ設置補助金変更・中止決定通知書	第 10 条第 2 項
第 7 号様式	川崎市マンホールトイレ設置補助金変更・中止不承認通知書	第 10 条第 3 項
第 8 号様式	川崎市マンホールトイレ設置購入完了報告書	第 11 条第 1 項
第 9 号様式	川崎市マンホールトイレ設置補助金交付額確定通知書	第 12 条第 2 項
第 10 号様式	川崎市マンホールトイレ設置補助金交付決定取消通知書	第 14 条第 2 項及び第 15 条
第 11 号様式	川崎市マンホールトイレ処分承認申請書	第 17 条第 2 項
第 12 号様式	川崎市マンホールトイレ処分承認通知書	第 17 条第 3 項
第 13 号様式	川崎市マンホールトイレ処分不承認通知書	第 17 条第 4 項